

## 平成 25 年第 11 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 10 月 31 日(木曜日)午前 9 時 30 分
- 2 場 所 旧明德小学校 北舎 2 階ワークスペース
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
島塚事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、丸山教育施設課長、服部学校指導課長、水谷少年センター所長、森岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、松村青少年教育課長、林中央青少年会館長、上松市民体育課長、長谷川教育政策課政策係長、後藤教育政策課副主査
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
鵜飼教育政策課主幹、波賀野教育政策課主任主事、河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
  - 第 1 開会
  - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第 3 会議録署名者の指名
  - 第 4 諸般の報告
    - (1) 徹明小学校及び木之本小学校の統合について(教育政策課)
    - (2) (仮称)総合教育支援センターについて(少年センター、中央青少年会館)
    - (3) 第 31 回市岐商デパートの開催について(岐阜商業高等学校)
  - 第 5 議事
    - (1) 第 66 号議案 岐阜市立小学校及び中学校通学区域の変更に係る諮問について(学校指導課)
    - ※(2) 第 67 号議案 第 62 回教育委員会表彰の被表彰者の決定について(追加)(教育政策課)
    - ※(3) 第 68 号議案 岐阜市重要文化財の指定について(社会教育課)
    - ※(4) 第 69 号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(教育政策課ほか 4 課)

※(5) 報第28号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について(学校保健課)

※(6) 第70号議案 岐阜市学校職員の人事について(学校指導課)

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午前9時30分開会開議

**○後藤委員長** 只今から、平成25年第11回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。本日は、傍聴希望者がいらっしゃいます。

傍聴者に申し上げます。傍聴に当たっては、傍聴券裏面の注意事項を厳守していただきますようお願いします。また、岐阜市教育委員会傍聴規則第11条の規定により本会議の撮影及び録音は禁止いたします。会議運営にご協力をよろしくお願いします。

それでは、お手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告3件、議事のうち、議案5件、承認を要する報告が1件となっています。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

**○後藤委員長** では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 本日は、3件の諸般の報告がございます。1点目の「徹明小学校及び木之本小学校の統合について」事務局次長からご説明申し上げます。

**○長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 1ページをご覧ください。岐阜市立徹明小学校及び木之本小学校統合準備委員会から提出された意見書に記載されて

いる主な意見をまとめています。1番の「統合の是非について」、両校の統合は必要であり、推進するという結論です。この意見書とは別に、意見書提出と同日に地域の方から市長に対して小学校の存続を陳情する署名が提出されています。その陳情では、廃校によって地域の衰退が懸念されること、廃校によって地域住民の拠点が失われること、少人数学級にもメリットがあること、今後、再開発等により人口増加も見込まれ、中長期的な視野で進めていく必要があることなどが述べられています。1ページの上から2つ目の四角の中に、統合準備委員会の審議の中であった意見を記載しています。内容は、「2学級が適正な規模であるという考えに疑問が残る」、「少人数の方がメリットがあるのではないか」、「学校は地域の中心であり、統合後にまちが寂れてしまわないか不安である」、「まちなか居住を進める政策と学校統合の政策に矛盾を感じる」などであり、先ほど申し上げた陳情と同様の趣旨です。1ページの1つ目の四角に統合準備委員会の主な意見を記載しています。記載のとおり「両小学校の学級数、児童数の不均衡が解消され、各学年2学級の望ましい教育環境が得られる」、「多くの仲間のいろいろな個性に接し、切磋琢磨できる環境になることが望ましい」、「教科担任が揃い、学年で指導内容などが相談し合える環境になることが望ましい」というものでした。また「統合は、PTAが一番の当事者であり、自治会はその方針を尊重する」という意見もありました。2番目の「通学先の決定について」は、統合準備委員会において結論が出ないため、教育委員会に決定を委ねたいというものでした。統合準備委員会では、統合先の学校として両校に関し様々な観点から検証を行いましたが、施設面や環境面などで大きな差異はありませんでした。両校の比較については、6ページに一覧表を載せていますのでご覧ください。学校の建築年や保有教室数、耐震面などで大きな差異はありません。また、通学距離は、統合した校区の一番遠方から統合後の学校までの通学経路を計測した結果、いずれも1.5kmとなっています。校地面積は、木之本小学校よりも徹明小学校の方が212㎡広いという状況です。さらに液状化マップ、内水ハザードマップ、洪水ハザードマップの区域情報についても、川や水路等の位置や地形によって若干の差はありますが、記載のとおり大きな差はありません。1ページに戻り、「通学先の決定について」の徹明及び木之本地区のそれぞれの意見をご覧ください。徹明地区の意見としては、「明治5年創立という長い歴史がある」、「まちなか居住の中心市街地活性化の政策を進めていることと徹明地区から学校を無くすことは矛盾している」、「複数の再開発計画、マンションの建設計画があり、居住人口の増加が見込まれるため、その点を考慮し、統合を進めていくべき」というものがありました。木之本地区の意見としては、施設や環境面で差がない場合、児童数の多い学校に統合すべきだというものです。3番目の「跡地の活用について」は、統合校の決定後に市の関係部局と地域

との継続的な協議を要望するという事です。2ページ中段をご覧ください。学校の適正な規模については、学校教育法施行規則に基づきクラス替えの可能な規模を適正な学校規模と考え、1学校当たり12～18学級としています。4ページをご覧ください。平成14年度から平成37年度までの両校の児童数の推移と見込みをグラフにしています。平成26年度から平成31年度までは、各地区の0歳から5歳の居住人口で算出しています。また、平成32年度から平成37年度までは、各地区の25歳から34歳の女性人口に直近5年間の平均出生率を乗じて算出しています。平成25年度現在、徹明小学校は全体で6学級、木之本小学校は全体で8学級です。平成33年度には両校とも各学年1学級、全体で6学級となる見込みで、これは平成37年度まで続くと考えられます。統合した場合、1年生から6年生まで2学級ずつの全体で12学級となり、平成37年度まで12学級となることが見込まれます。各年度の学年別児童数は、3ページに一覧表にして記載しています。5ページに、参考として学校規模によるメリット、デメリットに関する文部科学省の資料を載せています。

続いて別冊3をご覧ください。参考として、中心市街地活性化基本計画、再開発事業、まちなか居住推進事業などまちづくりに関する事業の資料を載せています。2ページをご覧ください。中心市街地活性化基本計画では、基本方針として「にぎわいの創出」、「まちなか居住の推進」を掲げ、中心市街地の活性化を図っていくというものであり、その計画区域に徹明地区のほぼ全域が含まれている一方、木之本地区は含まれていません。3ページの資料は、再開発事業の計画です。ご覧のとおり徹明地区で5つの再開発事業が計画され、民間のマンションが現在建設中です。4ページの資料がまちなか居住支援事業の概要です。徹明地区のほぼ全域がまちなか居住の重点区域に指定されている一方、木之本地区は、一部がまちなか居住促進地域に指定されているという状況です。以上が岐阜市のまちなか居住の促進に関する事業計画です。6ページをご覧ください。参考資料として明郷小学校と本郷小学校が統合してできた明郷小学校の児童と保護者を対象に、統合後半年の時点で実施したアンケートの結果を載せています。「新しく明郷小学校となって良かった」と答えた児童が80.3%、「どちらでもない」と答えた児童が16.4%、「悪かった」と答えた児童が3.3%という結果です。保護者の意見では、「統合して良かった」が61.1%、「どちらでもない」が36.7%、「悪かった」が2.2%という結果で、児童も保護者も概ね統合して良かったと感じているという結果でした。

**○後藤委員長** 只今の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

**○矢島委員** 4ページの児童数の推移は、現在の女性人口に出生率を乗じたとい

う説明でしたが、再開発事業に伴う人口の増加は含まれていますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 含まれていません。

○**矢島委員** 再開発による児童数の増加はどの程度見込まれますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 岐阜シティ・タワー43からは、10名増えました。

○**矢島委員** 今後の再開発に係るマンション等の建設に伴う徹明地区の人口の増加は、どの程度見込まれますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 現在、計画中の5つの再開発事業が岐阜シティ・タワー43、岐阜スカイウイング37と同規模のマンションと仮定した場合、建設中の民間分譲マンションと合わせて850戸程度増加する見込みです。

○**矢島委員** そのうち児童数の見込みは分かりますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 20人前後となります。

○**中島委員** その人数は、徹明小学校に入学した児童数ですか。

○**後藤教育政策課副主査** 徹明地区のすべての児童数です。(※正しくは、再開発事業により増加すると見込まれる850戸のうち、徹明小学校に通うと見込まれる児童数)

○**中島委員** ということは、徹明小学校に入学する児童に限らないということですか。

○**後藤教育政策課副主査** はい。

○**早川教育長** 私立小学校や附属小学校に通う児童数は分かりますか。

○**後藤教育政策課副主査** 現在の徹明地区の状況から推測しますと、住民登録上は140名程の児童が徹明地区に居住していますが、徹明小学校には100名程児童が在籍していますので、全体として3分の1程度が徹明小学校以外の学校に通

っているものと推測されます。

○**中島委員** 統合先の学校として、両学校の教室数に問題はありますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 徹明小学校には16教室、木之本小学校には17教室ありますので、統合先として問題ありません。

○**後藤委員長** 統合準備委員会から教育委員会に提出された検討結果として、「子どもたちの教育を最優先し、少しでも早い時期により良い教育環境を創出していくために、早期の統合が望ましく両校区一体となって統合を推進していくことが必要である」と述べられています。この考えを前提として統合を進めるか否かでは、結果が全く異なります。統合準備委員会の度重なる審議の結果として、このように提言していることに鑑み、教育委員会としてもこの提言を前提として統合を進めていくことが、非常に大事であると私は思います。この点について、委員の皆様はいかがでしょう。

○**早川教育長** それぞれの地区の方々に学校を大切に想っていただき、大変ありがたいことだと感じています。統合は、大勢の市議会議員などから構成される通学区域審議会の中で決定され、その決定は非常に重いものであると認識しています。そして、その通学区域審議会の決定を受けて、統合準備委員会が多くの審議を重ねて出した結論についても、併せて重いものとして受け止めなければなりません。そこから始めることが大事です。今後、徹明小学校や木之本小学校で定例会を開催する際に、地域の皆様から丁寧にご意見を伺いたいと思います。いたずらに統合の決定を延ばしすることは、良くないことは明らかであり、子どもたちへの影響や保護者の不安を考慮し、然るべき時期に決定を下すことも教育行政の責任だと考えています。困難な決定を下すことになると思いますが、そうした段取りで教育委員に決定を仰ぎたいと思います。

○**後藤委員長** 今後のスケジュールの中に徹明地区と木之本地区のそれぞれの方と懇談する場を設け、慎重に然るべき過程を踏みながら進めていくことが大切です。統合準備委員会の提言を前提とし、統合を進めていくことに対し、委員の意思を確認したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員同意)

○**早川教育長** 先入観を持って統合に取り組むのではなく、これから地域の皆

様のご意見や、子どもたち、地域、学校の状況をよく理解し、統合の判断をしていく上で、委員長が仰ったことを土台にして進めていきたいと考えています。

**○後藤委員長** 先ほど申し上げましたが、保護者や学校、地域の想いを十分お聴きして、新しい学校づくりをするということを大切にして進めていく必要があります。当然、その過程では様々なことに留意しなくてはなりません。子どもたちの幸せやより良い教育環境の提供を一番大事にし、新しい学校をどのように作っていけば良いか、という観点に立っていくことを考えていきたいと思えます。そうした点を踏まえ、いろいろなご意見を頂戴しながら進めていきたいと思えます。

次の報告について、事務局から説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** (仮称) 総合教育支援センターについて、少年センターと中央青少年会館からご報告申し上げます。

**○水谷少年センター所長** (仮称) 総合教育支援センターについてご報告申し上げます。右肩に「別紙1」と書かれたA3の資料をご覧ください。現在、平成26年4月のセンター開設に向けて作業を進めています。建物については、今後、エレベータの工事や外構の工事を予定しています。センターの機能などについては、すでに前回の9月議会で教育長が答弁しましたが、今回は、より詳細に説明いたします。

スクリーンをご覧ください。この4つを運営の理念として考えています。それは、「子ども、教職員、保護者、教職員の様々な悩みに対応すること」、「教育、福祉、健康の垣根を越えて総合的に支援できるセンターにすること」、「0歳から成人前までを継続的に支援すること」、「開設以後さらに市民の声に柔軟に対応する組織としてセンターを考えること」です。センターでは、まず、相談を受け、その相談を通して、このように指導したらどうか、このように支援したらどうかを提案します。場合によって、例えば発達障がいの場合ですが、検査の必要な子どもがいますので、センターには、医療の相談など専門的な事業も兼ね備えています。対応を検討した後に、個別支援のプログラムを作成し、中長期的な期間で対応しています。実際には、非常に複雑な問題も多く、他の機関との連携は欠かせません。相談支援には、「多様化」、「長期化」、そして、「継続的」というキーワードがあり、3歳で相談のあった子どもの支援が長期化する傾向があります。センターでは、指導の記録を集積し、センターにしっかりとした記録を蓄積し、適切な指導を継続的に行うことを重要と考えています。支援については、対象を0歳から成人前とし、子どもの成長に伴い、ご覧のような悩

みを想定しています。保護者の「子育て不安」、「発達障害」、「心身の健康の問題」、学年が進むと「人間関係」、そして「不登校の問題」、「学力の不振」、「いじめの問題」、「非行の問題」、「家庭環境」、「性の問題」、「養育放棄」、「虐待の問題」、「引きこもりの問題」があり、最終的な姿としては「就学就労」です。いわゆる社会的自立に向けたスタートラインに立てることが大事だと考えています。こうした問題を解決するために、どのような機能が必要であるのかについてですが、現在検討を進めています。センターには、「乳幼児の相談」、「親子教室」、「ことばの教室」、「発達相談」、「家庭への児童相談」、「教育支援」、「問題行動への対応」、「非行防止対策」、「就学就労才能伸長」の機能を備えることを考えています。このような支援は、内部で連携して進めていきますが、問題が複雑化する場合には、専門家の力を借りないと解決できないことが多くあります。そのため、センターの中に臨床心理士を4名、小児精神科医、小児科医、警察、弁護士、外国籍児童生徒指導員、スクールソーシャルワーカーなど各分野の専門家を迎え、事案によっては個別にケース検討会議を行います。ケース検討会議において個別支援プログラムを作成し、支援に当たりたいと考えています。また、福祉部、教育委員会、商工観光部、健康部等の関係部局との情報共有も進めていきたいと考えています。外部の関係機関、公的な機関やNPOにもご支援いただくことになると思います。そのほか医療、大学などとの連携も具体的に進めています。個別支援プログラムについては、「生活環境改善」、「心理相談」、「医療療育指導」、「才能伸長支援」、「自立支援」、「就学就労支援」、最終的には、社会的自立に向けた一歩が踏み出せるように支援したいと考えています。次に自立支援教室について説明いたします。現在、適応指導教室「サルビア」と「ぎふ学びの部屋」があります。これらを融合して一体的な運用を行うことを考えています。サルビアは、社会性や協調性を培うことを中心に取り組んでいます。また、ぎふ学びの部屋は、学習を中心とした指導を行っています。これらを融合した自立支援教室をセンター内外に設置する予定です。そして、前回の会議において中島委員からご指摘いただきましたが、保護者への支援も必要ですので、保護者や幼保小中高の教員を対象とした研修講座の開催を考えています。乳幼児期から思春期までの子どもを持つ保護者をこうした講座などで支援していきたいと考えています。職員については、各種団体や学校への研修会に積極的に参加しながら、それぞれの資質や能力を高める努力をさせたいと考えています。福祉部と教育委員会のことばの教室の一元化については、7か所のことばの教室の窓口としてセンターを位置付けます。以上が（仮称）総合教育支援センターの概要でございます。今後、12月議会に条例を上程し、3月に組織を決定する予定です。



○**島塚事務局長** 別紙2をご覧ください。建物の平面図を載せています。(仮称)総合教育支援センターは、この旧明德小学校の校舎を活用した施設で、北舎にあたります。4月以降は、この会議室も、(仮称)総合教育支援センターのワークスペースとして使用されます。また、南舎には中央青少年会館が移転します。

○**林中央青少年会館長** 島塚事務局長から説明があったとおり中央青少年会館は、旧明德小学校南舎に移転を予定しています。資料の8ページから9ページをご覧ください。現在の岐阜中央中学校の西隣にある中央青少年会館は、移転後、取り壊し、岐阜中央中学校区の3校に配送する共同調理場を建設する予定になっています。中央青少年会館の移転については、貸館業務を行っている都合から来年3月まで現在の中央青少年会館で業務を行い、来年度4月1日に移転する予定です。移転に伴い、現在の中央青少年会館の3階にある300人を収容できるホールがなくなるため、面積は320㎡程度減少しますが、部屋数は、3室増加します。移転後、大学生を中心としたシニアリーダークラブなどの青少年団体、青少年育成市民会議、子ども会育成連合会などの青少年育成団体の活動拠点としての機能、青少年の居場所としての機能など現行の機能を維持したいと考えています。今回の移転の計画を立てるにあたり、若者のワークショップを開催し、移転後の中央青少年会館をどのような施設にしたいかについて意見を頂きました。頂いた意見を踏まえ、移転後の中央青少年会館に、若者の活動場所に特化した部屋を新たに設け、社会参画支援の場や若者が集える場にしたいと考えています。こちらが中央青少年会館の平面図です。1階には、会議室や和室、ボランティアなどのスタッフルーム、自習室、創作活動に使用するアートスペースなど若者の活動に対応できる部屋を設け、2階には、研修室や練習室、小ホールなどを設けています。移転後の事業の展開について、自然体験活動や講座など、子どもや若者の社会的自立に必要な能力を開花させる支援や、中高生の地域参画、ボランティア活動などに対する支援を行いたいと考えています。また、ダンスや生け花など子どもや若者の活動の場を提供し、そうした活動を通して、若者同士の交流を促したいと考えています。青少年に関わる団体を含め、子どもや若者の居場所として機能の充実を図りながら、北舎にある(仮称)総合教育支援センターの来所者に対しても個々の能力にあったプログラムの提供など、協力を進めていきたいと考えています。

○**後藤委員長** ご質問やご意見はございますか。

○**小野木委員** それぞれの施設に常駐する職員は何名ですか。

○**水谷少年センター所長** まだ要望している段階ではありますが、自室支援教室など市内の機関も含めて100名程度必要と考えています。

○**後藤委員長** 少年センターの職員は、31名ほどでしたか。

○**水谷少年センター所長** 31名です。(仮称)総合教育支援センターでは、支援の対象や機能を広げますので、100名程度の職員を要望しています。

○**林中央青少年会館長** 中央青少年会館は、11名の職員が交代制で常駐します。移転後の開館時間は、午前9時から午後9時30分までを予定しています。

○**中島委員** (仮称)総合教育支援センターに常駐する職員は、どの程度の期間で異動しますか。

○**水谷少年センター所長** 我々のような指導主事の場合、最長5年で異動します。もちろん、短い期間で異動する職員もいます。

○**島塚事務局長** 先ほど、少年センター所長から100名程度と説明しましたが、(仮称)総合教育支援センターには、様々な職種の職員を配置します。その中には、指導主事や岐阜市の正規の職員もいます。また、臨床心理士の資格など専門性を有した方も非常勤職員として組織に加わる予定です。そのため、一概に異動の期間を示すことはできませんが、中島委員がご心配されている点については、当然配慮して人事異動が実施されますので、特に問題になることはないと考えています。

○**早川教育長** (仮称)総合教育支援センターのような場所で勤務した教員は、その後のキャリアを見ても、家庭との関わり方が非常に良く、問題や課題に際して学校だけでなく家庭や地域に足をよく運んで対応できます。そのため、センターは、研修場所として良い場所であると考えています。

センターに対する様々な方々の期待は大きいので、連携が大きなキーワードになると思いますが、センターが学校などの相談を受ける中で、センター側が「学校にもう少し対応してほしい」と思うことがあるかもしれません。また、学校側が「センターでは何でも相談に乗ってくれるというのに相談に乗ってくれない」と不満に思うこと、相談者がセンターを頼りにして訪れたものの、センターが相談者の期待するような対応を十分にできないこともあるかもしれません。そうした事態に対しての対応のあり方を教えてください。

**○水谷少年センター所長** 教育長のご指摘のように、様々な相談を受ける中、学校の先生にもっと努力していただかなければならないということや、ある程度まではセンターで支援できるが、そこから先は学校にお願いしなければならないということが当然としてあると思われまます。少年センターにおける相談の内容の大部分が集団の中で上手くいかないというものであるため、センター側の意図を学校にしっかりと伝えていかなければならないと考えていますし、他の機関との連携を十分に進めていかなければならないと考えています。教育長の仰ったことを、大きな問題として心に留めながら、日々、学校の相談に対応してまいります。

**○早川教育長** 一生懸命取り組んでいるNPOや女医の会など団体のイベントに出席する機会が時々ありますが、そのような人々の、こうした組織に対する期待は大きいと思います。そうした団体から支援を要請された場合に迅速に動く体制の構築が必要ですから、互いに協力できることやお願いしたいことを明確に確認した方が良いと思います。迅速に対応できるように具体的な事例を挙げ、研究しておいてください。

**○水谷少年センター所長** 教育委員会だけでは解決できない問題を扱う、新しい組織です。職員の情報共有や共通理解を徹底していく必要があると考えています。

**○中島委員** 私は、この組織に期待しています。教育委員会だけの組織だと、小学校や中学校に関する支援だけになってしまいます。0歳から成人前までを対象とするという点で大変期待しています。私は、NPOとして10年以上、子育て支援などに関わっていますが、日々保護者から教えてもらうことがあります。10年以上関わっているにもかかわらず、知らないことは多くありますので、センターの職員全員が全てを把握し、対応することは難しいと思います。社会は日々変化していますので、情報収集などのためにNPOや各種団体の知見を活用すると良いと思います。

また、専門相談員、コンシェルジュの存在に対しては、不安があります。私は、10年以上、窓口での相談や電話相談を受けていますが、相手の相談をどのように受け止め、どのように相手の話を聴けるかによって、失望されるか、感謝されるかが決まります。窓口は非常に大切です。そのため、この専門相談員の役割は非常に重要です。専門相談員の資質向上はもちろん、専門的な技能を持つ職員として従来のような異動がなく、長期間勤務していただけると、非常

に地域の頼りになる窓口になると思います。また、子どもが生まれたばかりの親にどのようにセンターが関わるかによって、その後の子どもに対する親の姿勢も変わると思いますので、成長の段階に応じてどのように継続的に支援するかという点でも期待をしています。

**○後藤委員長** 他にご意見やご質問はありませんか。ほかにはないようですので、次の報告に移ります。

**○長谷川教育政策課政策係長** 資料11ページをご覧ください。11月3日に市岐商において市岐商デパートを開催します。時間があればお越しくださいますようお願い申し上げます。

**○後藤委員長** 続いて、議事日程、第5の議事にまいります。第66号議案について、事務局から説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 資料の13ページをご覧ください。岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問についてお諮りするものです。17ページをご覧ください。資料の中央の赤線で囲まれた地区が鷺山西向井地区です。この地区の住民から、通学先の学校を、鷺山小学校と青山中学校から早田小学校と岐阜清流中学校に変更したいという要望を受けています。ご覧のとおり同地区は、鷺山校区の最南端に位置しており、道路以南は早田小学校区です。14ページの諮問文にも記載していますが、先ほど申し上げた地理的な状況のほか、鷺山西向井地区の北側は、田畑が広がっているため、街路灯の設置数が少なく、周辺道路の通行の安全が懸念されています。一方で、早田小学校周辺の道路環境が整備され、安全性や利便性が向上しているという事情もあります。21ページ以降に要望書として、通学区域の変更を求める地元住民の署名その他を載せています。

**○後藤委員長** 只今の説明について、ご質問やご意見等ございませんか。

**○中島委員** 17ページの赤線の囲みの地区が一つの自治会ですか。

**○長谷川教育政策課政策係長** はい。17ページの赤線で囲った地区を単位としています。現在、この鷺山西向井地区内に現に小中学校に通っている子どもはいませんが、近い将来、就学することが見込まれます。

○**後藤委員長** ほかにないようですから採決に移ります。第66号議案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

○**後藤委員長** ご異議ないようですので、第66号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、11月19日火曜日の午前9時30分から、徹明公民館にて行いますので、皆さま、よろしく願います。

それでは、秘密会形式での審議に移りますので、傍聴者の方はご退席いただき、事務局は準備をお願いします

(削除)

○**後藤委員長** それでは、閉会します。ありがとうございました。

午前10時45分閉議閉会